

第3章 | 推進方策

I

若者の経済的基盤の安定とライフデザイン構築

- 1 若者の経済的基盤の安定に向けた支援
- 2 ライフデザイン構築への支援
- 3 子どもの学びを支える環境の充実

II

結婚・妊娠・出産の希望が実現できる切れ目のない支援

- 1 出会い・結婚支援
- 2 不妊に悩む方への支援
- 3 安心して妊娠・出産できる環境づくり
- 4 産前・産後における切れ目のない支援

III

乳幼児教育・保育と子育て支援の充実

- 1 保育の受け皿の充実
- 2 乳幼児教育・保育の質の向上
- 3 持続可能な教育・保育体制の確保
- 4 多様なニーズに応じた子育て支援
- 5 子育てや教育に係る経済的負担の軽減

IV

子どもと子育てに温かい地域社会づくり

- 1 子どもが安心して過ごせる居場所づくり
- 2 子ども・若者・子育て当事者の意見を尊重する社会づくり
- 3 子どもや子育てに寛容な社会づくりへの気運醸成
- 4 安全・安心な子育て環境づくり

V

子育てと仕事の両立支援

- 1 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 2 女性の能力発揮と就業機会拡大
- 3 男性の家事・育児参画の促進

VI

特別な支援が必要な子どもや家庭への支援

- 1 児童虐待予防・防止対策の充実
- 2 社会的養育体制の充実
- 3 配偶者等からの暴力(DV)防止対策
- 4 ひとり親家庭等の自立支援
- 5 子どもの貧困対策
- 6 ヤングケアラー支援
- 7 ひきこもり対策
- 8 障害児等施策の充実
- 9 外国にルーツを持つ子どもたちとその家庭への支援

I 若者の経済的基盤の安定とライフデザイン構築

1 若者の経済的基盤の安定に向けた支援

【現状・課題と今後の方向性】

若者の未婚化・晩婚化の進展は、少子化の最大の要因とされています。先の見通しにくい社会情勢や、雇用や所得などに対する経済面に対する不安感から、若者が将来展望を描きづらく、結婚に踏み出せない状況になっています。

そのため、安定した収入を得て、将来を見通せるような仕事につけるよう、就労から就職後の定着にいたるまでの支援とともに、社会の変化に合わせて、学び直しや職業能力開発を図るための支援を行います。

また、若者が魅力的に感じる仕事の創出・拡大に取り組むとともに、高校や大学在学時から、地域の魅力的な企業等を知り、繋がる機会を創出し、認知度を高めることで、地元で働く意識を醸成します。

さらに社会に出た後も、多額の奨学金の返済に苦慮する若者も多く、結婚や出産、子育て等の将来設計に影響を及ぼしていることから、兵庫で働く若者の奨学金の返済を支援する制度を実施します。

【主な取組】

①多様な就業選択肢の確保

若者が活躍しやすい環境を整備するため、新たなビジネス創出に意欲的に取り組む者による起業と成長を支援します。また、社会課題の解決に向け、起業も含めて、主体的に取り組む若者を育成するため、県内大学と連携して取り組むとともに、県内各地の中高生を対象に、自ら課題を発見し、解決策を考える実践型教育プログラムを実施します。

また、県内就職促進のため、県内の多種多様な仕事に出会う機会として合同企業説明会を開催し、企業とのマッチングを支援します。さらに、インターンシップ等により、学生の就業体験や企業研究を推進し、県内企業の魅力を知る機会を提供します。

離転職者、新規学卒者、企業在職者、障害者等に対して、産業構造の変化や個々のニーズ等にマッチした職業訓練を実施します。

②雇用の安定と定着、労働環境の改善

雇用の安定・定着に向けて就職支援の拠点を運営し、アドバイザーによる職業相談・カウンセリングや、就職までのきめ細かな支援をワンストップで提供します。

また、中小企業における人材の確保と職場定着の促進を図るため、経営者へのセミナーや個別指導等を通じ、正社員転換や同一労働同一賃金による処遇改善促進に努めるとともに、経済関係団体等が行うワーク・ライフ・バランス推進セミナーや労働安全衛生講習会等、労働環境の向上を目指す取組を支援します。

③若者の経済的負担の軽減

大学進学率の上昇に伴い、奨学金を借りる若者が増えていますが、返済負担は社会人になつた後も重くのしかかり、ライフプランの形成に影響しています。奨学金返済支援制度を導入した県内中小企業等と連携し、若者の奨学金の返済を支援します。

2 ライフデザイン構築への支援

【現状・課題と今後の方向性】

進学や就職、結婚・出産に対する価値観が多様化し、自分らしい人生を送る人が増加する中で、仕事・結婚・出産・子育てにおいて、個人がそれぞれの人生ビジョンを尊重され、多様なライフプランを形成していく必要性が高まっています。

また、インターネット上に多様な情報があふれる中、若いうちに性や妊娠・出産について医学的に正しい知識を得ることの難しさや、子育てに対するネガティブなイメージを持ちやすいことも課題となっています。

そのため、結婚や子育てを前向きに捉え、ライフデザインを豊かに形成していくことができるよう、ライフプラン教育や、プレコンセプションケアの普及啓発等に取り組みます。

また、将来に対する展望を形成する時期である子どもや若者が、自己実現を図り、社会において充実した生活を営めるように、主体的に他者と協力・協働することの重要性も認識しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力・態度を育成するとともに、持続可能な社会の創り手として、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度や規範を養います。

【主な取組】

①ライフプランを考慮したキャリアプランニング教育

兵庫版「キャリア・パスポート」及びキャリアノートの小・中・高一貫した活用や、社会体験や就業体験等の社会に触れる機会の充実を図るなど、兵庫型「キャリア教育」の推進に取り組みます。

また、地域社会と連携した課題解決学習や、主権者教育、政治的教養の教育、金融教育等、様々な教育活動を通じて、主体的に社会の形成に参画する態度等の育成に取り組みます。

さらに、主に大学1・2年生に対し、企業研究やキャリア相談を通して、キャリアプランニングへの取組を支援します。

②妊娠・出産を含む健康づくりに関する知識（プレコンセプションケア）の普及・啓発

妊娠及び出産の希望を含む自分たちの将来設計を考えて、日々の健康や生活に向き合えるよう「プレコンセプションケア」の推進を図るため、専用ホームページを立ち上げるとともに、啓発媒体等を活用し、学校現場とも連携して理解促進を進めます。

3 子どもの学びを支える環境の充実

【現状・課題と今後の方向性】

いじめや不登校、子どもや若者の自殺など、子ども達が抱える課題が多様化、複雑化している中、学校と地域・家庭や関係機関等、学校内外の多様な支援により、子どもの安全・安心を確保することが必要です。

グローバル化が一層進展している社会で活躍する人材を育成するため、問題発見・解決能力、コミュニケーション能力を身につけるとともに、多様な価値観を尊重する多角的な視点を持った人材を育成する教育をさらに進めるとともに、質の高い学びや快適な学校生活を送る環境づくりを推進します。

【主な取組】

①地域・家庭・関係機関と連携したいじめ等問題行動や不登校、子ども・若者の自殺等への対応

「兵庫県いじめ防止基本方針」及び「いじめ対応マニュアル」に基づき、学校、家庭、地域、行政、関係機関が一体となって、組織的に、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を図る全県的・地域的な連携体制をより一層強化します。

不登校への対応について、国の不登校対策を踏まえつつ、学校、地域、支援関係機関、行政が互いの役割を自覚し、相互に連携しながら、全県一丸となって不登校対策に取り組みます。

学校を「みんなが安心して学べる」場所にするため、「チーム学校」として、組織的・継続的な取組を推進することや、学校・家庭・地域の連携を強化し、地域での「つながりと居場所づくり」を広げる取組の推進、また、学校と連携した不登校の子どもやその保護者への計画的な支援と情報共有等、支援関係機関の取組を強化し、「多様な学びの場」を確保するなどの不登校対策の取組を実施します。

また、県内の高等学校、大学・専門学校等の生徒・学生や学校関係者、保護者等を対象に自殺対策に対する関心を高めるため出前講座を実施するなど、自分自身や周りにいる人の命を大切にする心と、困ったときに対応できる力を育てる目的として取組を推進します。さらに、悩んだときに早期の相談・受診を促すため、子ども・若者の利用の多いSNSを活用した啓発や相談窓口への誘導等も実施します。

②学びやすい教育環境の整備

安心・安全で快適な学校生活を送る環境を実現するため、学校施設の老朽化対策や、選択教室や避難所指定体育館の空調整備等環境改善の計画的な実施、授業や部活動等で使用する備品・用具等の整備を学校の特色に応じて集中的に実施することにより、県立学校の教育環境の整備充実を図ります。

ICTやAI等の技術革新が飛躍的に進化するSociety5.0時代を創造していく力と意思を育むため、学校教育におけるICT活用の更なる推進に取り組むとともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ります。

③地域と連携した学習環境づくり

地域社会において、子どもたちが多様な学びや交流により豊かに成長していくため、学校と地域の相互の連携・協働のもとに学校づくりと地域づくりを進め、相互に育ち合いながら、地域の教育力の向上を図ります。

また、あそびや創作など、多様な活動と人とのふれあいの機会を提供する「県立こどもの館」の運営や、外遊び・多彩な活動を推進する取組を通して、子どもの健やかな成長を支援します。

さらに、子ども会などの青少年活動団体やNPO法人等と連携しながら、地域の中で子どもの体験活動による成長や居場所づくり、子どもの健全育成を推進します。

④海外留学のサポート

兵庫で学び、グローバルな視点・能力を持ち、国際的に活躍する若者を育成するため、高校生の海外留学費用の補助や留学フェアを実施します。また、スポーツや芸術、社会貢献、地域産業、ビジネス等、自身が興味を持つ分野において、留学先で個々の学びを深めることにチャレンジする高校生を、官民協働で支援します。

II 結婚・妊娠・出産の希望が実現できる切れ目のない支援

1 出会い・結婚支援

【現状・課題と今後の方向性】

未婚化が進展している中¹、結婚を希望する若者が、その希望を叶えられるように支援することが重要です。

本県が実施した県民意識調査²によると、結婚の希望が叶えられない大きな理由として、「いい相手が見つからない(37.3%)」の割合が高く、出会いの機会や場の創出が必要であることから、県と民間事業者や市町が協働して取組を推進します。

また、結婚生活のスタートアップに係る経済的な不安を軽減するため、新婚世帯への支援を市町と連携しながら実施します。

【主な取組】

①出会いの機会の創出

結婚を希望する独身男女の出会いの機会を増やし成婚につなげるため、利便性を向上させたオンラインサービスを提供するとともに、AIマッチングシステムを活用した相性の良い相手との効果的な出会いを支援するほか、ひょうご出会いサポートセンターにおいて、会員の活動状況に応じた伴走型の支援を行います。

1 図表7 50歳時未婚率

2 「令和5年度少子対策・子育て支援に関する県民意識調査」（県こども政策課）

また、民間イベントが少ない地域での出会い系イベントや、話し方・身だしなみ・交際マナー等を学ぶ結婚力アップセミナーを開催するほか、対面での相談を望む方やオンライン操作に不慣れな方等を対象とした出張相談・登録会を実施するなど、多様な出会い系支援を展開します。

②新婚世帯等への経済的支援

結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対して新生活のスタートアップに係る新居の家賃や引越し費用等を支援します。また、県営住宅への入居に関し、新婚・子育て世帯への優先入居枠の設定や子育て世帯向けに改修した住宅の提供等を行います。

2 不妊に悩む方への支援

【現状・課題と今後の方向性】

近年、不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦の割合は増加傾向にあり、生殖補助医療による出生児の割合も増加しています。2022(令和4)年4月に不妊治療における標準的な治療の一部が保険適用となったものの、不妊治療は長期間にわたることもあるため、依然として当事者の経済的、肉体的及び精神的負担が生じています。また、不妊症や不育症についての情報不足や周囲の理解が深まっていない現状もあります。

厚生労働省³によると、夫婦の4.4組に1組が不妊の検査や治療を受けています。また、同省の別の調査⁴によると、仕事と両立できなかった人が4人に1人以上いるとされています。このことから、不妊治療を受けながら安心して働き続けられる職場環境の整備が必要となっています。

兵庫県で安心して不妊治療を受けられる環境整備を継続的に推進するための枠組みとして、検討を進めている不妊症等に関する支援促進条例に基づき、子どもを持ちたいと願う県民がその希望を叶えられる社会の実現を目指します。

【主な取組】

①不妊治療等への支援

不妊治療のための検査に要する費用への助成を行います。

また、不妊治療における経済的負担を軽減するため、先進医療費や通院交通費を助成します。

②不妊治療と仕事の両立支援

不妊治療と仕事の両立における現状や困難さへの理解を促進するため、普及・啓発を行います。

また、不妊治療を行うための体制整備や従業員の理解促進を目指す企業に対する助成を実施します。

さらに、企業向けセミナー等で不妊治療の実態や支援施策を普及啓発し、治療と仕事の両立

3 「不妊治療と仕事との両立サポートハンドブック」（厚生労働省）

4 「令和5年度不妊治療と仕事の両立に係る諸問題についての総合的調査」（厚生労働省）

をしやすい環境づくりを推進します。

③相談機能の強化

不妊症・不育症の悩みや治療中の不安などに対し、医師や助産師等による電話や面接相談の環境整備を行うとともに、事業の利用を促進するため広く周知します。

3 安心して妊娠・出産できる環境づくり

【現状・課題と今後の方向性】

産科医・小児科医不足により分娩取扱施設が減少し、地域偏在が生じています。また、出生数が減少する一方で、晩婚化の影響による高齢妊娠や各種合併妊娠等のリスクの高い出産が増加傾向にあるなど、ハイリスク妊娠婦やハイリスク新生児に対する医療需要が高まっています。

そのため、医師確保計画に基づき、周産期医療及び小児医療の体制の確保に必要な医師の確保を図り、県民が安心して子どもを産み育てられる社会の実現を目指します。

また、予期せぬ妊娠等により困難な状況に置かれた女性は、経済的、あるいは精神的な課題を抱えたまま、どこにも相談できない、十分な支援につながらない、といった状態に置かれることもあるため、こうした妊娠婦等への相談や自立に向けた支援を実施します。

【主な取組】

①周産期医療体制の整備

周産期母子医療センター及び地域周産期病院の役割分担を明確化することにより、正常分娩からハイリスク妊娠婦・新生児まで対応可能な周産期医療体制の充実を図ります。

また、県養成医師制度において、産科医を目指す県養成医師のキャリア形成を支援する「特定診療科育成コース」を設置し、産科医の養成を進めます。

②小児医療の確保・充実

子どもの急患時の患者家族の不安を解消するため、「全国統一電話番号#8000」による子ども医療電話相談及び地域における子ども医療電話相談を引き続き実施し、小児医療体制の充実を図ります。

また、県養成医師制度において、小児科医を目指す県養成医師のキャリア形成を支援する「特定診療科育成コース」を設置し、小児科医の養成を進めます。

③課題を抱える妊娠婦への支援

課題を抱える妊娠婦等が安心して相談できる体制を整備するとともに、支援の必要性の高い妊娠婦を受け入れる場所を確保し、関係機関と連携しながら産前産後の心理的ケアや保健指導、生活相談を実施します。さらに、就労支援や県営住宅等を活用したステップハウスの確保を行うなど、自立に向けた切れ目のない支援を実施します。

4 産前・産後における切れ目のない支援

【現状・課題と今後の方向性】

核家族化が進み、地域の繋がりも希薄化する中で、出産や子育てに対して孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭が増加しています。子どもの心中以外の虐待による死亡事例の約4.5割が0歳児であることを踏まえると、産前・産後における支援は重要です。

そのため、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的に相談支援を提供し、切れ目ない支援を行う「市町こども家庭センター」の設置と、関係機関と連携した支援体制の構築・強化に向けた体制整備を図ります。また、市町こども家庭センターでは、母子保健・児童福祉部門が連携・協働し、虐待への予防的対応や、各家庭の状況やニーズに応じた適切な相談・支援を提供します。

歯科保健では、妊産婦はホルモンバランスや、嗜好の変化等によって口腔の健康が変化し、注意が必要であることから、検診等への支援や普及推進を行います。

また子どもに関しては、科学的根拠に基づくむし歯の予防を図るとともに、よく噛むこと等、食育を通じた口腔機能の育成に関する健康意識の啓発等を推進します。

【主な取組】

①妊娠・出産期における相談や支援の充実

全ての妊産婦、子ども、子育て世帯に対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行うため、母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行う「市町こども家庭センター」の設置を支援・推進します。

予期せぬ妊娠などにより、妊娠や出産に悩む方が、気軽に専門職に相談できる窓口を引き続き設置するとともに、当事者に情報が届くよう周知を強化します。

妊娠・出産期において、養育上の支援を必要とする家庭を早期に把握し、支援に繋げるための医療機関と市町の連携体制の強化を図ります。

市町が実施する乳幼児健診、産後ケア事業などの母子保健事業を推進します。

②妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

妊娠・出産に関するハラスメントを含むハラスメント対策をテーマとした中小企業向け研修会の実施を支援します。

職場において妊娠・出産・育児等を理由とする不利益取り扱いが生じることのないよう、労働局と連携し、あらゆるハラスメントを予防するための普及啓発や周知を実施します。

③健康な体づくり(食育の推進、歯と口腔の健康づくり、受動喫煙対策)

妊娠期及び授乳期における望ましい食生活の実現のため、市町や関係機関と連携し、妊娠期の適切な体重管理や健康管理についての情報提供、「授乳・離乳の支援ガイド」の普及推進、健康相談等により離乳食、アレルギーをはじめとした栄養指導とともに、妊娠前からの、女性の“やせ”や朝食欠食に関する情報を提供します。

また、妊婦歯科健診マニュアルを活用した市町における歯科健診、歯科保健相談の実施を推進するとともに、受診率向上に向けた普及啓発を行います。あわせて、市町、保育所・幼稚園等が実施する歯科健診などのデータを集積・分析し、県内の歯科疾患有病率の地域差の縮小に向けて、個人情報の取扱いに配慮したうえで、各関係機関に情報提供を実施します。

さらに、妊婦の喫煙・受動喫煙による妊婦本人や胎児への健康影響を啓発する動画やその紹介チラシを作成し、妊婦自身やパートナーなどを含む周囲への普及啓発を行います。

Ⅲ 乳幼児教育・保育と子育て支援の充実

1 保育の受け皿の充実

【現状・課題と今後の方向性】

2024(令和6)年4月の保育所等への申込者数は、女性の就労意欲の向上、保育料の無償化や軽減等に伴う保育需要の高まりにより、昨年より708人増加し、119,098人となりました。他方、保育の受け皿は705人拡大し、124,365人分を確保したものの、2024(令和6)年4月現在の保育所等への待機児童数は256人と前年度と比較して15人増加し、全国的にも東京都、沖縄県、滋賀県に次いで4番目に多い水準になりました。

そのため、2024(令和6)年12月に示された「保育政策の新たな方向性」に基づき、待機児童がいる市町に対しては、引き続き保育ニーズに対応するための保育所・認定こども園の整備等を進めます。また、企業主導型保育事業の地域枠の活用や、保育定員の弾力化による定員の上乗せなど、様々な手法を用いて、計画期間中における待機児童の早期解消を目指します。

あわせて、保育需要の減少が見込まれる地域においては、市町と連携して適切な保育の定員管理を図ります。

【主な取組】

①保育所・認定こども園の整備

近年の女性の就業希望動向や、地域の実情等を踏まえ、地域における教育・保育の量の見込みとその提供体制の確保を取りまとめた「子ども・子育て支援事業計画」に基づく保育所・認定こども園による保育の提供を支援します。

認定こども園については、幼稚園や保育所からの移行に要する費用の支援や研究会を開催するなど、さらなる普及を図ります。

②多様な受け皿の確保

企業主導型保育事業の空き定員の活用や、保育所・認定こども園における定員弾力化措置による保育の受け皿確保のほか、家庭的保育事業、地域の子どもを受け入れる事業所内保育事業など、保育の多様な受け皿確保を支援します。

また、駅前等でも比較的設置が容易な小規模保育事業については、2024(令和6)年度実施の「小規模保育事業のあり方に関する調査研究事業」の調査結果を踏まえた適切な対応を図ります。

2 乳幼児教育・保育の質の向上

【現状・課題と今後の方向性】

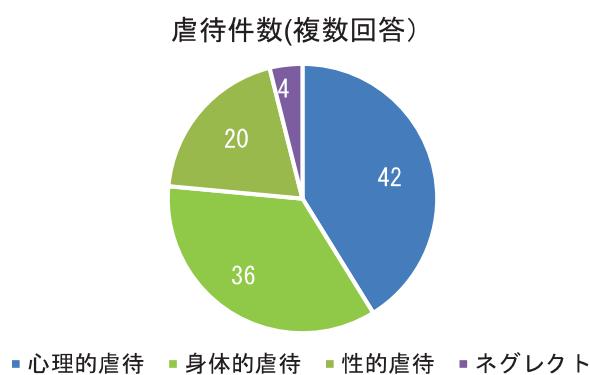
乳幼児期の保育や教育は、子どもの生涯にわたる人格形成や教育の基礎を培う重要なものであることから、更なる質の向上を図ります。

また、子どもの権利を守り、安全・安心な教育・保育の確保が必要であることから、保育中の重大事故・死亡事故や不適切保育の防止を図ります。

さらに、認可外保育施設についても、適正な保育内容や保育環境等の確保の観点から、国が定めた「認可外保育施設指導監査の指針」や「指導監査基準」を踏まえた適切な対応を、着実に実施していきます。

○「保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査」

不適切保育914件のうち虐待90件（こども家庭庁調査：2022年4～12月）



【主な取組】

①保育士・幼稚園教諭等の資質・専門性の向上

保育士等の処遇改善の要件であり、職務内容に応じた専門性の向上を図るための保育士等キャリアアップ研修、本県独自で実施する認定こども園園長等研修と主幹保育教諭等研修等、質の高い保育を安定的に供給するための各種研修を実施します。

また、関係私学団体が主体となって実施される、幼稚園教諭にとって必要な知識や技術の習得を図る研修の開催を支援します。

②安全安心な教育・保育環境の確保

認定こども園、保育所、認可外保育施設等に対し、チェックリストの提出による定期監査とともに、施設への立入調査や抜き打ち調査の継続的かつ効果的な指導監査等により子どもの

安全・安心を確保します。

また、認定こども園・保育所等の保育施設の制度や基準、乳幼児教育・保育等の質問や相談に応じる「認定こども園・保育所等ホットライン」を運営するほか、支援が必要な子どもへの対応も進めます。

3 持続可能な教育・保育体制の確保

【現状・課題と今後の方向性】

保育サービスの拡充に伴い、保育士の有効求人倍率は、依然高い水準で推移しています⁵。2024(令和6)年1月の県の全職種の有効求人倍率1.02に対して、保育士の有効求人倍率は3.33と大きく上回っているほか、指定保育士養成施設の入学者が減少傾向にあるなど、保育の担い手の確保に課題があります。

保育人材を確保するため、保育の魅力やイメージを高めつつ、新規資格取得の支援や、潜在保育士の保育現場への復職を支援するほか、保育所の勤務環境改善や給与等の待遇改善を図り、定着促進を支援します。加えて、保育の魅力向上を図ります。

また、急速な少子化による人口減少地域の拡大が想定される中で、地域における持続可能な保育の提供体制の構築に向けた各種取組を進めます。

【主な取組】

①保育士・幼稚園教諭等の待遇改善

中堅保育士を対象とした保育士等キャリアアップ研修の受講等を要件とする技能や経験に応じた待遇改善等加算の実施や、保育士等を配置基準以上に配置している施設に対して人件費を支援します。また、保育支援者の配置支援による保育士の業務負担軽減を実施します。

さらに、幼稚園教諭の待遇改善のため、継続的に賃金の引上げを実施する私立幼稚園の取組を支援します。

②資格取得等への支援

保育士になるための機会の充実を図るため、保育士試験を年2回実施するほか、保育士資格の取得や保育士としての就業を返済免除要件とした貸付けを実施します。また、保育士になる学生を増やすため、指定保育士養成施設とも連携しながら、高校生向けに保育の魅力やイメージアップに繋がる情報発信等を行うほか、4年制大学卒業者の保育所等への就職率向上を図る就職活動準備金貸付等を実施します。

さらに、幼稚園教員養成校を卒業見込みの学生等の幼稚園教員免許取得を促進するため、関係私学団体等が主体となって実施される私立幼稚園等就職フェアの開催を支援します。

加えて、多様な保育や子育て支援分野に関して必要な知識や技能を習得するための子育て支援員研修の受講機会の確保・拡充に取り組み、子育て支援員の養成を図ります。

5 図表25 保育士の有効求人倍率（兵庫県・全国）

③潜在保育士・幼稚園教諭等の復職支援

保育士資格を持ちながら保育に従事していない者の保育現場への復職を促進するため、保育士・保育所支援センターによる職業紹介や、復職に伴う不安を解消するための実践的な研修の実施、さらに、復職時に必要となる就職準備金の貸付等を行います。

加えて、関係私学団体が設置する人材登録センターの運営を支援し、幼稚園教諭資格を持ちながら幼児教育に従事していない者の現場への復職を促進します。

④保育所等の多機能化への支援

人口減少が進む中、将来を見据えた保育所等が、空きスペース等を活用して、地域における多様な福祉ニーズに応じた子育て支援サービスの提供や、新たな事業展開を進める「多機能化」に向けて、2023(令和5)年度に先進事例を全国から収集し、意義や考え方をとりまとめた「将来を見据えた保育のありかた事例集」を踏まえて、引き続き市町や関係団体に情報提供を行うなど、取組を支援します。

4 多様なニーズに応じた子育て支援

【現状・課題と今後の方向性】

核家族化の進展や地域の繋がりの希薄化などにより、子育てに関する助言や協力を得ることが難しくなっています。また、共働きの増加により、通常の保育時間外での保育需要や、子どもが病気の際の預け先の確保の必要性等も高まっています。さらに、多胎育児家庭や家庭の養育環境が十分でなく、不安や負担を抱える世帯等、子育ての負担感がより高い世帯も増えています。

そのため、身近な地域の中で子育て世帯が支えられるよう、ニーズに応じた子育て支援を推進します。

また、就労の有無にかかわらず、時間単位などで保育所等を利用できる取組の円滑な実施を支援するなど、在宅育児家庭も含めた支援を行います。

【主な取組】

①地域における子育て支援

保育所、児童館、NPO法人等で開設している「地域子育て支援拠点」や「まちの子育てひろば」を支援し、地域における子育て親子の交流や居場所づくりを促進することで、初めての子育てに携わる保護者等も含めて子育ての喜びを伝え、不安感の緩和に繋げます。また、保護者の養育力の向上につながる相談・情報提供等を行い、様々な家庭が抱える課題の予防支援になることを目指すとともに、個別対応が求められる場合には、適切な行政サービス等へつなげていきます。

さらに子育てに関する相談等に応じて情報提供を行う利用者支援事業や、一時的な保護者の休養や休息に対応できる一時預かり事業、保育施設において通常の利用時間を超えて子どもを預かる延長保育事業、病気や病後の子どもを見ることができない就労中の保護者を支援する病児・病後児保育事業、地域の子育てボランティアと保護者をつなぎ、短期間の預かりや

送迎に対応するファミリー・サポート・センター事業など、子育て世帯のニーズに応じた地域のきめ細やかなサービスを進めます。

加えて、幼稚園、保育所等に入所していない在宅児童とその保護者を対象に、保育所等において、保育や集団行動の体験を行う乳幼児子育て応援事業を実施します。

また、通常の教育時間外に対する保育ニーズに対応するため、私立幼稚園における預かり保育を引き続き支援するほか、地域の幼児教育センター的機能の充実に向け、在宅児とその保護者を対象とした体験幼児教育の実施や、在園児を対象に保護者や地域の異年齢児・異世代の人々との交流を深める親子学級の開設、子育て支援カウンセラーによる保護者への支援など、私立幼稚園における地域に密着した取組を支援します。

②家庭の事情に応じた柔軟な支援

保護者の疾病等により家庭での養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間養育・保護を行う子育て短期支援事業、家事・子育て等に不安・負担を抱える家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭への訪問支援を行う子育て世帯訪問支援事業等、子育て世帯の多様な事情に応じた適切なサービスを柔軟に結びつけられるよう、その実施を支援します。

また、子どもとの接し方等、子育てに悩みを抱える未就園児の親等を対象に、保育士が電話やSNSで相談を行うとともに、助産師、看護師、公認心理士等の専門家によるアウトリーチ（訪問相談）など、不安を抱える保護者への支援を実施します。

さらに、育児に係る身体的、経済的負担が大きい多胎児育児家庭に対して、大型育児用品の購入支援を行い、外出環境を支援します。

③こども誰でも通園制度の推進

子どもの良質な成育環境の整備に向け、全ての子育て家庭が、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、保育所等の柔軟な利用が可能となる「こども誰でも通園制度」の円滑な実施を図るため、課題や対応方法を検討し、市町間の情報共有を図るほか、市町や保育所等の取組に対する支援を進めます。

5 子育てや教育に係る経済的負担の軽減

【現状・課題と今後の方向性】

県の県民意識調査⁶によると、理想と実際の子どもの数については、「理想よりも少ない（少なくなりそう）」が40.3%と「理想どおり」の36.4%を上回っています。その理由としては、「子育てや教育にお金がかかる（51.1%）」が最も高くなっています。行政に充実して欲しい支援策としては、「授業料軽減・免除、給付型奨学金など教育費用の軽減・助成（28.7%）」、「保育料の軽減・助成（19.2%）」の順に高く、経済的負担への軽減施策が求められています。

6 図表11 理想と実際の子どもの数の差、図表12 理想よりも実際の子どもの数が少ない（少なくなりそうな）理由

また近年、都市部を中心に住宅価格の高騰がみられ、子育て世帯の経済的負担が増加しています。そのため、子育て世帯が安心して子育てできるよう、保育や教育、住宅に関する経済的負担の軽減を図る取組を推進します。

【主な取組】

①幼児教育・保育の無償化

全ての3～5歳児、住民税非課税世帯の0～2歳児を対象に、幼稚園・保育所・認定こども園等に係る保育料の無償化を、引き続き実施します。

○幼児教育・保育の無償化概要

区分	無償化の内容
幼稚園（新制度）、保育所、認定こども園等	無償
幼稚園（未移行）	月2.57万円を上限に無償
幼稚園の預かり保育	月1.13万円を上限に無償
企業主導型保育事業	無償
就学前の障害児の発達支援（+幼稚園、保育所等）	無償
認可外保育施設	保育の必要性がある児童に限り月3.7万円を上限に無償（0～2歳は月4.2万円上限）
一時預かり事業、病児保育事業、ファミサポ	

②子育てに係る経済的負担の緩和

子育てに係る経済的な負担感の軽減のため、無償化の対象外となっている0～2歳児の保育料の一部を助成するとともに、子どもや乳幼児の疾病又は負傷で医療機関を受診した場合に、医療保険における自己負担額の一部を助成します。

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するため、高校修了前の子どもに対して、児童手当を支給します。

○児童手当の改正内容〔2024（令和6）年10月から〕

	改正前	改正後
支給期間	中学卒業まで	高校卒業の年代まで
所得制限	あり	なし
第3子以降支給額	15,000円	30,000円

※加えて、支払月は年3回から年6回へ変更

③高校・高等教育等における教育費の負担軽減

子どもたちの学習機会の確保を図るため、経済的理由によって就学が困難な高校生等に対して、奨学資金を貸与するなど、様々な困難や課題を抱える子どもたちに対する就学支援

等を行います。

また、低所得世帯の私立高等学校等生徒を対象に、国の就学支援金に県単独加算を行い、授業料を軽減し、あわせて奨学給付金制度や入学資金貸付制度により、授業料以外の教育費負担についても支援を実施します。

さらに、大学等の進学率が上昇する中、高等教育費や奨学金の返済などが若者の負担となっていることから、国・県で授業料・入学会について負担軽減を行います。

④子育て世帯の住宅費の負担軽減

新婚・子育て世帯を対象に、子育て世帯が暮らしやすい良質な住宅を取得する際の費用の一部を助成します。また県営住宅においては、募集に際して優先取扱いを行うほか、通常、入居時に求めている家賃3か月分の敷金を免除します。

N 子どもと子育てに温かい地域社会づくり

1 子どもが安心して過ごせる居場所づくり

【現状・課題と今後の方向性】

少子化の進展や、地域の繋がりの希薄化により、子どもや若者が、同世代をはじめとする他者と集い、関わりながら成長する機会が減少しています。さらに、共働き家庭やひとり親家庭の増加により、家庭以外にも放課後に安心して過ごせる場の確保が必要となっています。特に、共働き家庭等の小学生に、多様な体験の場を提供する放課後児童クラブの待機児童数は2024(令和6)年5月現在で1,151人に上っており、子どもの小学校入学を機に、保護者の仕事と育児の両立が困難になる「小1の壁」は、依然として大きな課題となっています。

そのため、放課後児童クラブの計画的な整備とともに、保護者のニーズに応じた柔軟な受け皿確保を進めるほか、放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携を促進します。また、全ての子どもが、安全で安心できる、地域等と協働した居場所づくりを進めます。

さらに子育て当事者に対しても、地域やNPO法人、企業などの多様な主体の参画の下、地域における資源を活用しながら、親子の交流の促進や居場所づくりなど、地域全体で支える取組を推進していきます。

【主な取組】

①放課後児童クラブの拡充

小学校の余裕教室だけでなく、施設の新設や民間施設も活用し、放課後児童クラブの量的拡大を支援します。特に、パートタイマー等の保護者からの入所ニーズが高い、夏休み期間に特化した放課後児童クラブを開設する場合の開設・運営費を支援します。

また、放課後児童クラブの受け皿拡大に応じた人材確保とともに、同クラブが子どもの主体性を尊重し健全な育成を担い、特別な配慮を必要とする児童も安心して過ごせるよう、放課

後児童支援員認定研修や放課後児童支援員の質の向上研修等を行います。

②放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携促進

放課後等(土曜日、夏休み等の長期休暇を含む。)に子どもが安心して活動できる場を確保するため、保護者の就労に応じた遊びや生活等を可能とする放課後児童クラブと、地域・学校が連携して子ども達に学習や体験交流の機会を提供する放課後子ども教室との一体的又は連携した取組を推進します。

③地域等と協働した子どもの居場所づくり

子ども達への食の提供に加え、世代を超えた地域住民の交流の場としての役割を果たしている「子ども食堂」の立ち上げ経費を補助することにより、子ども達が、食事をするだけでなく、友達や地域の大人との交流を図るなど、安心して過ごすことのできる居場所づくりを応援します。

また、養育環境等に課題を抱える児童、家庭や学校に居場所のない児童等に居場所となる場を開設し、学習サポート、進路相談・支援、食事の提供等や児童の状況に応じた包括的支援を行う児童育成支援拠点事業等の事業を推進し、全ての子ども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら過ごせる安全・安心な居場所づくりを進めます。

2 子ども・若者・子育て当事者の意見を尊重する社会づくり

【現状・課題と今後の方向性】

こども基本法第3条のこども施策の基本理念には、「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること」、「全てのこどもについて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」等が掲げられています。

子ども・若者が自らに関することに、意見を述べ、それを尊重されることで、子どもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができる一方で、子ども・若者の自己肯定感を高めること等にもつながることから、子どもや若者の意見を聴く機会をつくり、受け止め、施策に反映し、フィードバックする取組を推進します。

あわせて、子どもや若者の社会参画を進めるため、様々な参加手法の確保に努めます。

【主な取組】

①子ども・若者・子育て当事者の意見表明機会の創出

子どもや子育て当事者の意見を適切に聴取するため、県内の小・中・高校生を「こども政策モニター」として募集・登録し、子どもや若者に関する施策等について、意見を聴取し、市町と

も共有します。また、子ども・子育て会議や子育て関係団体、地域の青少年育成団体等との協議の場等を活用した子育て当事者からの意見聴取の機会づくりに努めます。

さらに、子ども・子育てに関する重要事項を定める際は、子ども・若者へのパブリックコメント聴取を行うなど、様々な方法や機会を設け、子ども・若者の意見の政策への反映に努めます。

加えて、里親等委託や施設入所、一時保護等の措置の実施や措置中の処遇に対する子どもの意見表明権を保障するため、兵庫県弁護士会に委託し、意見表明支援員を派遣します。意見表明支援員の聴取では解決されない案件については、社会福祉審議会児童福祉専門分科会において個別ケースに係る審議及び関係機関へ意見具申を実施します。

②子ども・若者の社会参画の支援

子どもたちの豊かな人間性や社会性を培い、自分の果たす役割や必要性を自覚させ、学ぶ意欲等を喚起するため、地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」、高校生ふるさと貢献・活性化事業～トライやる・ワーク～、心のバリアフリー推進事業等、児童生徒の発達段階に応じた体系的な兵庫型「体験教育」に取り組みます。

また、若者の社会貢献活動への参加を促進するため、その活動実績を認定する事業を実施し、企業や地域社会での活躍につなげます。

3 子どもや子育てに寛容な社会づくりへの気運醸成

【現状・課題と今後の方向性】

内閣府の調査⁷によると、「自国は子どもを産み育てやすい国だと思うか」の問い合わせに対して、61.1%が「そう思わない」と回答しています。

子育て世帯が全世帯数の2割を割り込み、マイノリティになっている中、ベビーカーでの公共交通機関の利用や公園で遊ぶ子どもの声へ苦情が寄せられるなどの状況を転換し、安心して子どもを産み、前向きな気持ちで子どもを見守り育していく社会にするための、気運醸成に取り組みます。

【主な取組】

①結婚、妊娠、子ども・子育てに寛容な社会風土の醸成

子どもや子育て世代にやさしい社会づくりに向けた取組が広がるよう、全ての人が子どもや子育て中の方々を応援する「子どもまんなかアクション」を推進します。

また、妊娠中の方や子ども連れの方が、外出しやすいバリアフリー環境を整備するほか、マタニティーマーク、ベビーカーマーク、ヘルプマークやゆずりあい駐車場の普及・浸透、みんなの声かけ運動の推進、イベント等で子育て世帯を優先させるレーンを設置するなどの取組を通して、社会全体で子育て世帯を応援していく気運を醸成します。

7 「令和2年度少子化社会に関する国際意識調査報告書」（内閣府）

②子育て世帯へ配慮した取組を実施する地域・企業・団体への支援

子育て世帯を社会全体で応援するため、子育て世帯を対象に料金の割引等のサービスを行う「ひょうご子育て応援の店」を展開します。また、子育てと仕事が両立できる職場環境の整備等に取り組む企業と「子育て応援協定」を締結し、連携して地域や家庭での子育てを応援する取組を促進します。

さらに、子育てと仕事の両立、子育て家庭への支援等の優れた取組を実施している企業・団体等を顕彰し、これらの取組を一層拡大します。

4 安全・安心な子育て環境づくり

【現状・課題と今後の方向性】

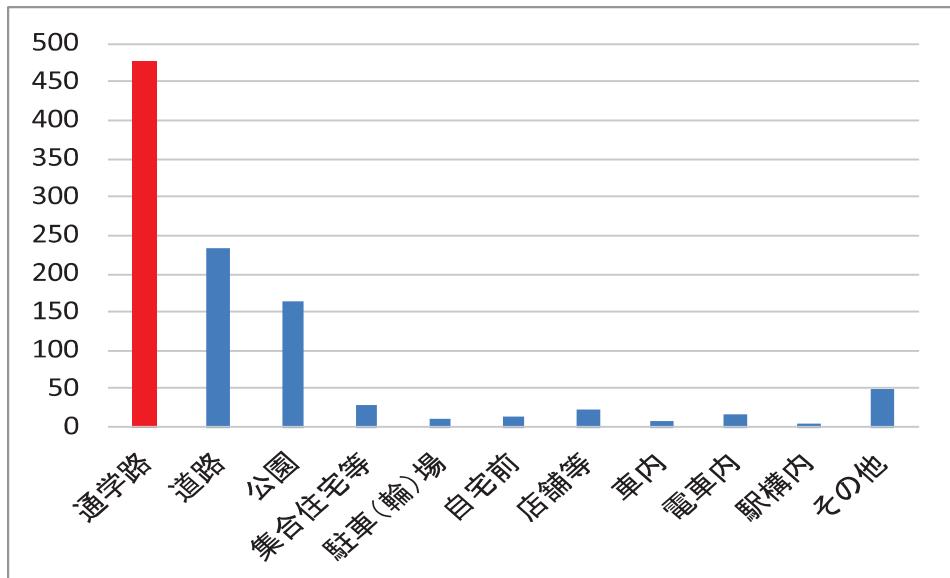
本県の小学生以下の子供に対する声かけ事案等（撮影行為、暴行、つきまとい、痴漢、盗撮等を含む。）の発生件数は、ここ3年間で1,064件（2021（令和3）年中）から1,027件（2023（令和5）年中）へ若干減少しましたが、年間1,000件を超える状況が続いていること、発生場所は通学路が最も多くなっています。そこで、子どもが安心して生活できる環境づくりを推進するとともに、地域での見守り活動の実施等を支援します。

また子どもが関係する交通事故発生状況は、直近10年間で減少しているものの、現在は横ばいとなっています。子どもを交通事故から守るため、ソフト・ハードの両面から意識の啓発や整備を進めます。

インターネットの普及促進により、子どものインターネット利用の低年齢化が進んでいます。それに伴い、SNS等の利用に起因して、トラブルや犯罪に巻き込まれる子どもが増加傾向にあることから、安全・安心なインターネット活用に向けた啓発や環境づくりを推進します。

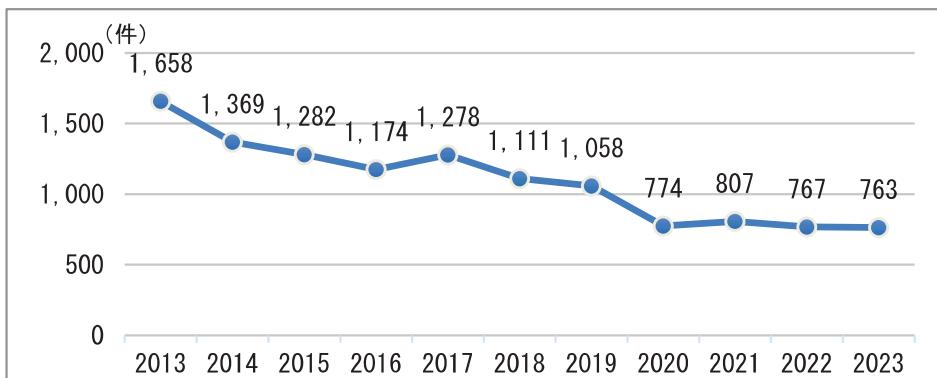
○2023（令和5）年中の県内の小学生以下を対象とした声かけ事案等の発生場所

「県内の小学生以下を対象とした声かけ事案の発生状況」（兵庫県警）



○子どもが関係する交通事故発生状況

「子供(15歳以下)が関係する交通事故発生状況」(兵庫県警)



【主な取組】

①地域における見守り活動の推進

子育て支援団体との連携により、各地域で「子育て家庭応援推進員」を委嘱し、登下校時の見守りや声かけ、虐待・育児不安等のサインをキャッチして関係機関につなぐ活動等を支援します。

まちづくり防犯グループ等に対し、研修を通じて地域の防犯情報等を紹介するとともに、防犯カメラの設置経費を補助するなど、地域見守り力の向上を支援します。

また、「子どもを守る110番の家・店・車」の体制を強化するなど、地域が一体となって子どもを見守る体制を構築します。

②安心して外出できる環境づくり

各地区の交通安全協会と連携した交通安全教室や「スケアード・ストレイト方式(スタントマンによる事故再現)交通安全教室」の開催、メールを活用した「ひょうご児童等交通安全ネットワーク」による交通事故防止の注意喚起、通学路等における安全確保のための各種交通規制を実施するなど、きめ細かな交通安全の啓発活動に取り組みます。

③安全なインターネットの利用環境づくり

青少年愛護条例の趣旨を踏まえ、子どもの安全・安心なインターネット利用のため、大人と子どもがともに考えるルールづくりの推進やフィルタリング(有害サイトアクセス制限サービス)利用の徹底に取り組むとともに、各関係機関の協働により、有害情報等への対策を図り、良好な環境づくりを推進します。

④子どもを犯罪から守る環境づくり

通学路等における子どもを対象とした犯罪やその前兆事案に対しては、先制・予防的活動を継続して実施するとともに、関係機関・団体・地域住民等との不審者情報の共有などによる連携の強化、子どもに対する被害防止教育を推進します。

大麻等の違法薬物、危険ドラッグ、市販薬等の薬物乱用防止に対して、SNS等を活用した効果的な啓発活動を実施するとともに、関係課、関係団体等と連携して小中学校及び高校等の薬物乱用防止教室へ講師を派遣し、薬物乱用の危険性・有害性に関する「正しいクスリの知識」

の習得及び乱用の勧誘への対処方法を含む薬物乱用を拒絶する規範意識の向上について啓発強化を図ります。

V 子育てと仕事の両立支援

1 ワーク・ライフ・バランスの推進

【現状・課題と今後の方向性】

2022(令和4)年度就業構造基本調査によると、本県において出産・育児によって離職した従業員は約12万人で、有業者の約4.5%となっています。また、就業希望しているが仕事に復帰できない従業員が2.8万人に及んでいます。

こうした状況の中、出産・育児による離職の防止を含め、多様で柔軟な働き方による雇用就業環境を創出するため、ひょうご仕事と生活センターを核として、県内企業に向けて「ワーク・ライフ・バランス」の普及啓発、先進的な取組事例等の情報発信、相談、実践支援に取り組みます。あわせて、仕事と育児の両立支援、テレワークや短時間勤務等、誰もが働きやすい職場環境整備を推進します。

【主な取組】

①多様な働き方の推進

育児・介護休業中の方の代替要員の賃金や更衣室や託児スペース、テレワーク導入等の環境整備の一部を助成します。その取組によって、育児・介護休業の取得や短時間勤務制度の利用促進を図るとともに、女性や高齢者など様々な人材の活用や多様な働き方を促進します。

②働きやすい環境整備

女性の職域拡大に資するトイレ・休憩室・シャワー室改修等の環境整備支援助成金や業務のICT化支援等により、働きやすい環境整備を行います。

2 女性の能力発揮と就業機会拡大

【現状・課題と今後の方向性】

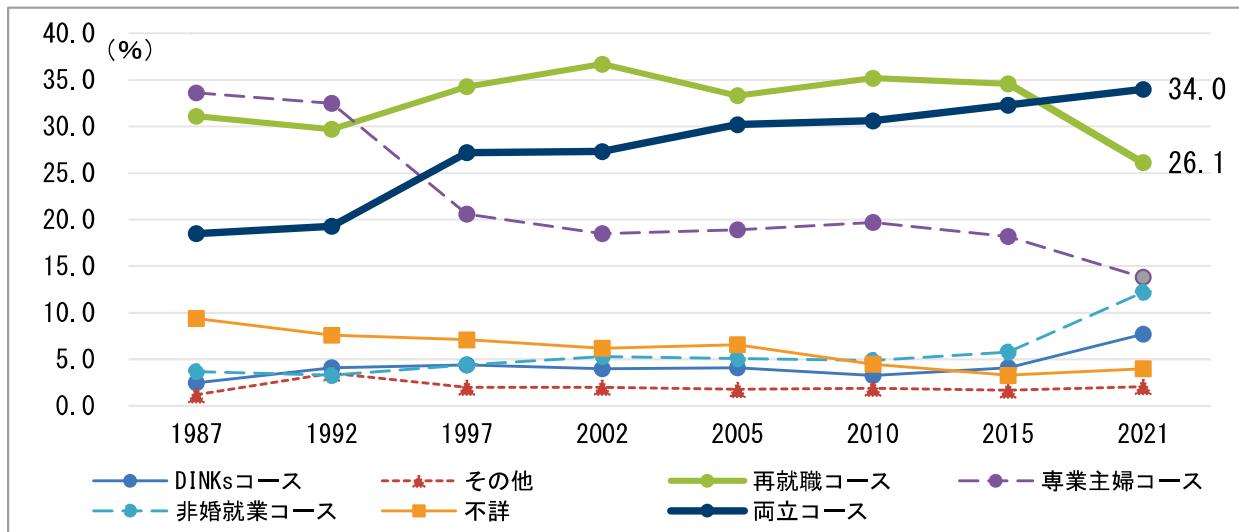
国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、女性が理想とするライフコース像について、2021(令和3)年には、「結婚し、子どもを持つが、仕事も続ける」両立コースが、「結婚し子どもを持つが、結婚あるいは出産の機会に一旦退職し、子育て後に再び仕事を持つ」再就職コースを初めて上回り、最多となりました。

また、若い世代の女性ほど、仕事への継続希望や昇進希望は高く、昇進希望については、40～60代と比較して10ポイント以上の差があります。

このような若い世代の希望を叶え、社会の中で女性の能力を遺憾なく発揮できることを目指し、性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消などに取り組みながら、女性の就業機会やキャリア形成の機会の拡大、企業等と連携した女性活躍を推進します。

○ 女性の理想のライフコース

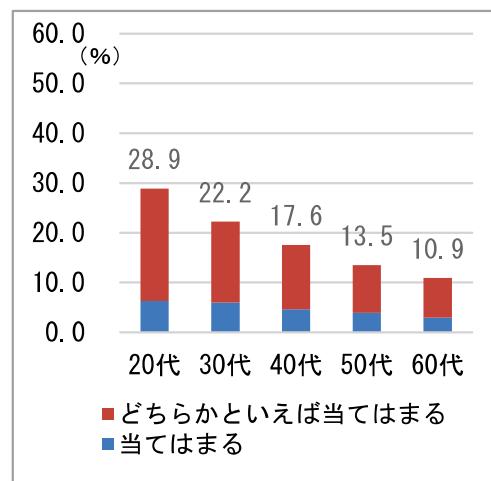
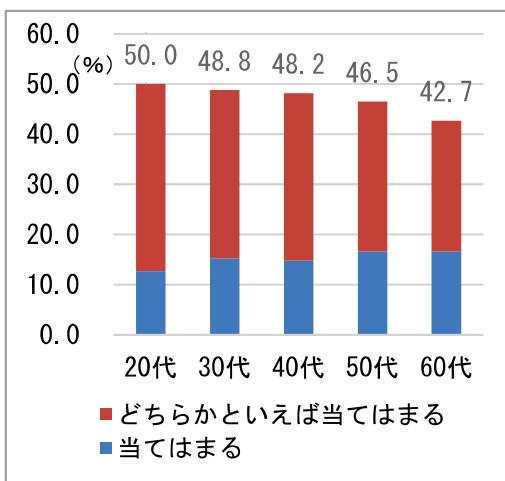
「出生動向基本調査」(国立社会保障・人口問題研究所)



○ 仕事の昇進希望(20歳時点での考え方・女性・全国)

「新しいライフスタイル、新しい働き方を踏まえた男女共同参画推進に関する調査報告書」(内閣府)

【この仕事を長く続けたいと思っている・いた】 【いずれは管理職につきたいと思っている・いた】



【主な取組】

①女性の採用や職域の拡大

県内企業における女性活躍の気運醸成・取組促進に向け、女性活躍推進センターの女性活躍推進専門員による相談・助言や、企業研修への講師等の派遣を行うほか、女性の管理職比率や男女の賃金格差等を数値化・見える化することで、女性が活躍する職場環境づくりを推進する「ひょうご女性活躍推進企業(ミモザ企画)認定」を実施します。

また、出産・育児や介護などを理由に離職した女性の多様で柔軟な働き方を支援するため、起業や再就職に向けた個別相談やセミナー等を開催します。

②女性のキャリア形成・就業継続支援

妊娠・子育て等で離職した女性のキャリア支援に向け、県立男女共同参画センターが中心となって、再就職、起業等に向けた個別相談から、各種セミナーの開催、ハローワーク相談窓口による職業相談・紹介までワンストップで支援します。

3 男性の家事・育児参画の促進

【現状・課題と今後の方向性】

共働き世帯が増加し、結婚や出産のライフイベントにかかわらず仕事を続ける意欲の高い女性が多くなっている中でも、依然、家事育児の負担は、女性に集中しています。

第2子以降の出生割合は、夫の家事育児時間が長いほど高い傾向にありますが、実際、本県の6歳未満の子を持つ世帯の家事関連時間は、夫が94分に対して、妻が436分と、約4.6倍の開きがあります⁸。

共働き・共育ての実現のためには、男性の長時間労働を是正し、男女ともに、子育てとキャリアの両立ができる社会の実現が求められます。

そこで、男性が希望どおり、気兼ねなく育休を取得できるように、本人、職場の上司・部下や周囲の理解を進める取組を進めます。また、男性の家事・子育てへの参画について、意識改革を進める取組を実施します。

県庁自らも、男女共同参画のモデル職場となるよう、「男女共同参画兵庫県率先行動計画」を策定し、各種の取組を行います。

○「男女共同参画兵庫県率先行動計画」男性の育児参加について数値目標と現状(R6(2024).3末)

区分	目標	達成時期	現在の状況
育児休業取得率	85.8% (希望者の100%)	R7 (2025) 年度	85.0% (希望者の100%)
配偶者の出産補助休暇取得率	100.0%		100.0%
育児参加休暇取得率	100.0%		98.1%

※対象範囲は知事部局、議会事務局、各種行政委員会事務局、企業庁、病院局（県立病院除く）

【主な取組】

①男性の育休取得の促進

企業の管理職や社員等を対象とした出前講座を開催し、男性が積極的に子育てに参加し、

8 図表34 6歳未満の子がいる世帯で、共働きかつ夫も妻も雇用されている場合の家事関連時間

仕事と育児が両立できる職場環境づくりを支援します。

また、育児休業者の代替要員の雇用に要する賃金の一部を助成することにより、育児休業の取得及び短時間勤務制度の利用を促進します。

②男性の家事・育児参画支援

子育て中のパパ向けのセミナーや親子料理教室を開催し、男性の家事・育児への参画促進や、家族や家庭について考えるきっかけを提供します。

VI 特別な支援が必要な子どもや家庭への支援

1 児童虐待予防・防止対策の充実

【現状・課題と今後の方向性】

子どもの安全確保を最優先に、県こども家庭センター（児童相談所）の休日・夜間を含めた24時間の相談体制の確保や虐待事案の緊急度・危険度に関する確実なアセスメント、関係機関との連携強化に努めてきましたが、児童虐待相談の増加に伴い、一時保護件数も急増し、専門職員の人材確保や資質の向上、一時保護所の受入強化等、県こども家庭センター（児童相談所）の体制強化が急務となっています。

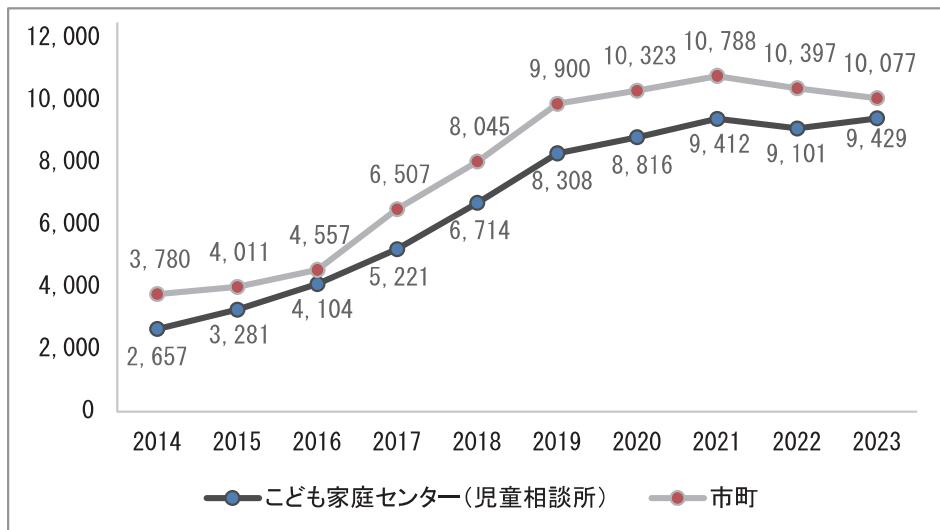
また、改正児童福祉法において市町は、全ての妊娠婦、子育て世帯、子どもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行うとともに、新たに支援を要する子ども・妊娠婦等へのサポートプランの作成などを担う母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行う「市町こども家庭センター」の設置が努力義務となりました。

そのため、児童福祉法の改正や国が示す児童虐待防止対策等に沿って、県こども家庭センター（児童相談所）の機動力や専門性強化に努め、適切なアセスメントや虐待リスクの評価を行うため、児童福祉司等の専門職員の人材確保や資質向上を図ります。

また、研修の実施などにより市町や関係機関職員の資質向上、体制強化を支援するとともに、要保護児童対策地域協議会において、関係機関の有する情報の集約・共有化と援助方針の一貫化を図りながら、それぞれの役割に応じたケース対応ができるように支援します。

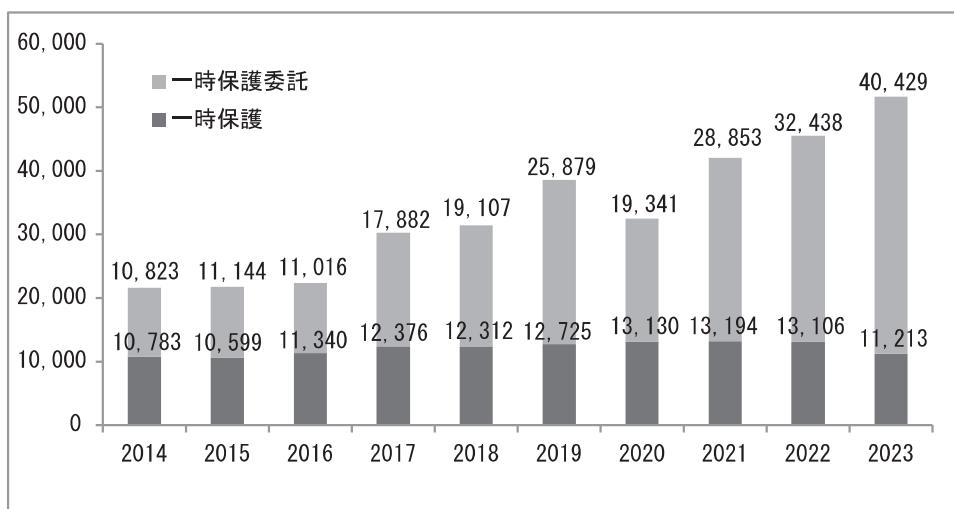
さらに、児童虐待の発生予防の観点から要支援児童や特定妊娠のいる家庭についても継続的な状況把握や支援を行う必要があるため、妊娠や出産、子育てに悩む保護者が適切に相談・支援機関につながるような体制の整備を図ります。

○児童虐待相談の受付状況(実件数)



※神戸市こども家庭センター、明石こどもセンターを含む。

○県こども家庭センター(児童相談所)一時保護の年度別延件数



○要保護児童対策地域協議会の開催等状況

受付区分	2019	2020	2021	2022	2023
代表者会議	38市町	35市町	34市町	37市町	38市町
実務者会議	38市町 (13,197)	38市町 (14,121)	38市町 (13,961)	38市町 (15,235)	38市町 (15,513)
個別ケース検討会議	39市町 (1,873)	39市町 (1,838)	38市町 (1,805)	39市町 (1,899)	39市町 (1,810)

※神戸市、明石市を除く。実務者会議、個別ケース検討会議の下段は検討実ケース数。

【主な取組】

①こども家庭センター(児童相談所)の機動力・専門性の充実強化

増加する児童虐待相談件数に対応するため、児童福祉司等専門職員の増員や専門性向上・関係機関との連携強化のための研修を行うほか、2021(令和3)年度から尼崎・加東に県こど

も家庭センター（児童相談所）を2025（令和7）年度からは川西こども家庭センターに一時保護所を新設し、体制の強化を図ります。

また、司法的介入等を要する対応困難なケースについては、県こども家庭センター（児童相談所）が委嘱する弁護士、医師、学識経験者等の専門アドバイザーの助言指導を得るとともに、施設退所や一時保護の解除にあたっては、各県こども家庭センター（児童相談所）に設置する第三者機関の意見を聴取し、適切な援助を実施します。

②市町や県警、関係機関との役割分担及び連携の推進

市町職員等に対して児童福祉司任用資格取得講習や要保護児童対策地域協議会の調整担当者研修等を行い、専門性を有する職員を養成するとともに、市町の体制強化を図るため、市町こども家庭センターの整備等への支援を実施します。

また、警察、医師会等と連携し研修を実施するとともに、警察との情報共有を徹底するほか、児童虐待防止医療ネットワークを構築し医療機関での児童虐待対応の専門性向上を目指します。

さらに、2024（令和6）年10月から運用を開始した警察と児童虐待事案をリアルタイムで情報共有する、「児童虐待情報共有システム」について、児童相談所設置市についても積極的な参画を働きかけます。

2 社会的養育体制の充実

【現状・課題と今後の方向性】

2016（平成28）年、児童福祉法が抜本的に改正され、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記されたことを受け、2017（平成29）年8月、国において、社会的養育の全体像を示した「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられました。

兵庫県では、「兵庫県家庭的養護推進計画」を全面的に見直し、2019（令和元）年度に「兵庫県社会的養育推進計画」（計画期間：2020（令和2）年度～2029（令和11）年度）を策定しましたが、2022（令和4）年に児童福祉法の更なる改正を踏まえ、家庭や子どもの養育環境に対する支援を強化していく必要があります。

そのため、「兵庫県社会的養育推進計画」を2025（令和7）年3月に見直し、家庭的養育の一層の推進や一時保護改革、社会的養護自立支援の推進など網羅的な対策を講じることで、子どもの権利や子どもの最善の利益の実現に向けた取組を一層推進します。

【主な取組】

①里親委託等の推進

里親の普及啓発・リクルート、里親に対する養育力及び社会的養育の理解に関するアセスメント・研修、里親委託中の里親支援、委託解除後の支援等を包括的に実施する里親支援センターを全ての県こども家庭センター（児童相談所）管内に設置することで、身近な地域で継続的に

専門性の高い支援を実施し、効果的に里親等委託を推進します。

また、様々な事情により、生みの親の元を離れざるを得ない子どもなどを特別養子縁組等につなぐため、関係機関との連携を深めます。

②施設の小規模・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進

社会的養護を必要とする子どもの生活の場を確保することを前提として、各施設の計画に基づく小規模化、地域分散化を推進します。あわせて、被虐待児や発達障害児の特性を理解し、施設として適切な支援を行うことができるよう調整する専門職員の配置を進めるなど、乳児院及び児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換を図ります。

また、ケアニーズの高い子どもへの対応等について、検討していきます。

さらに、児童養護施設や乳児院の職員への処遇改善などにより、人材確保に取り組んでいきます。

③一時保護改革、県こども家庭センター（児童相談所）の強化等

児童相談所の体制強化等を図るため、児童福祉司等の専門職員の増員や専門性向上・関係機関との連携強化に向けた研修を行うほか、中核市における児童相談所の設置に向けた働きかけと必要な支援を行います。

また、2025（令和7）年4月に川西こども家庭センター一時保護所が開設し、県が所管する一時保護所が2か所となります。今後、一時保護所の受入強化を図るとともに、中央こども家庭センター一時保護所についても移転・改築も含めた環境整備等についての検討を進めます。

2024（令和6）年4月の改正児童福祉法施行に伴い、一時保護中の子どもたちへの教育の支援について明記されました。子どもの希望を確認の上、それを尊重しながら、一時保護期間中に学校教育が受けられるよう取り組んでいきます。

④社会的養護自立支援の推進

児童養護施設や里親委託など社会的養護のもとで育った子どもたちが生まれ育った環境で左右されないよう、充実した高校生活を送り、自立や夢を実現するための努力を応援する事業を実施します。

さらに、社会的養護のもとで育った子どもたちの高校卒業後の進路は、経済的理由や家庭の事情等から厳しい状況にあるため、大学等進学や就職活動に必要な経費等の一部を助成するとともに、就職や自立につながるセミナー等を開催し、施設等を退所後の児童（ケアリーバー）が自信を持って社会生活を送れるように支援します。

⑤市町の子ども家庭支援体制の構築等

市町の相談体制等の充実を図るため、市町職員等に対して児童福祉司任用資格取得講習や要保護児童対策地域協議会の調整担当者研修等を実施し、専門性を有する職員を養成します。

また、市町の体制強化を図るため、市町こども家庭センターの整備等への支援を行うほか、

児童相談所の設置を中核市に提案し、取り組む市に対して研修生の受入や事務移管に向けたワーキングチームの設置等の支援を実施します（明石市が2019（平成31）年4月に児童相談所を設置、尼崎市が2026（令和8）年4月に設置予定）。

保護者の疾病その他の理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となつた家庭を支援する「子育て短期支援事業」では、実施主体の市町に対し、事業実施に必要な支援を行うとともに、夜間養護等（トワイライトステイ）や、居宅・実施施設間や通学時等における児童の付き添い、受入先施設の専従職員配置支援の活用を働きかけます。

3 配偶者等からの暴力（DV）防止対策

【現状・課題と今後の方向性】

配偶者等からの暴力（DV）は、被害者の生命や身体等に危害を及ぼすだけでなく、目撃した子どもの心身の成長と人格の形成にも影響を与える行為です。

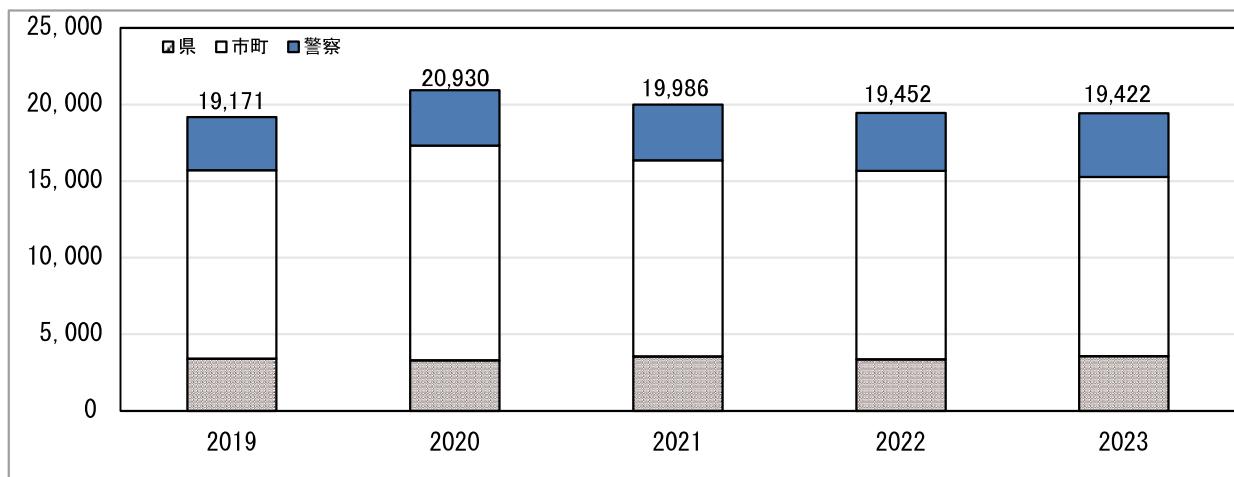
県下のDV相談件数は2023（令和5）年度には19,422件と高い水準を維持しており、緊急時に被害者を一時保護した件数は61件となりました。DVを防止するとともに、被害者の自立支援を視野に入れた適切な支援が必要です。

県では、SNSを活用した相談体制の構築や、民間シェルターへの活動支援等に取り組むとともに、県の配偶者暴力相談支援センターである女性家庭センターで相談・一時保護等の支援を実施します。

一方、身近な支援の窓口として、県内18市町に配偶者暴力相談支援センターが設置されています（2024（令和6）年度末時点）。

DV対策は、防止から通報・相談への対応、保護、自立支援等の各段階において、多様な関係機関等による切れ目のない支援が必要であることから、関係機関で構成する「ひょうごDV防止ネットワーク会議」との連携の下、2024（令和6）年3月に改定した「兵庫県DV防止・被害者保護計画」に基づき、総合的な対策を推進します。

○DV相談件数（兵庫県調べ）



【主な取組】

①DV防止に向けた啓発・教育の推進、相談体制の充実

インターネットやSNS等、多様な媒体を活用した広報の充実、地域や職域等におけるDV防止出前講座を実施するほか、若年層向けのDV防止講座の充実など、デートDV防止に向けた取組も推進します。また、SNSを使った相談体制を構築することにより、若年層に対する相談受付体制を充実します。

②緊急時の安全確保

被害者の安全を確保できるよう、高齢者施策や障害者施策等との調整や連携を市町と図りながら、被害者の特性に対応した適切な一時保護を行います。また、民間シェルターに直接保護を求める被害者に対しては、民間支援団体等と連携を図り、適切な一時保護委託を実施します。

③関係機関との連携強化等

ひょうごDV防止ネットワーク会議により、DV被害者支援に係る関係機関相互の情報交換及び連絡調整を実施します。また、市町に対しても、関係機関で構成される協議会の設置を促すことにより、関係機関が連携したきめ細やかなDV防止及びDV被害者支援に取り組みます。

4 ひとり親家庭等の自立支援

【現状・課題と今後の方向性】

2023(令和5)年度に実施した「兵庫県ひとり親家庭実態調査」によると、特に母子世帯の就労状況は、パートなどの非正規雇用が4割以上となっています。また、ひとり親世帯数に対する児童扶養手当受給者数の割合が約6割と所得が低い水準にとどまっています。

子育てと生計維持という二重の役割を一人で担うひとり親家庭の親は、精神的、経済的に負担が大きく、安定した就業をし、経済的に自立することは、親のみならず、子ども達の健全な成長にとっても大切です。ひとり親世帯の子どもの相対的貧困率(2021(令和3)年度:44.5%)は子どもの相対的貧困率(2021(令和3)年度:11.5%)に対しても非常に高くなっている現状を改善し、子どもの貧困を解消するためにも、ひとり親家庭の充実した就労支援と精神的安定を支える体制づくりが必要です。

そのため、県内各市町、関係機関と連携し、ひとり親家庭の安定した就労支援を中心に、経済的な自立を継続的に支えることができる環境整備を進めます。

また、民法改正による今後の共同親権導入がひとり親家庭に与える影響等を注視しながら、離婚前後からの相談支援や養育費確保等、ひとり親家庭に対し必要な支援や情報が届くよう体制づくりを強化します。

【主な取組】

①子育て・就業・生活自立等への支援

子育ての悩みなどを相談し、定期的に各種支援策等の情報交換ができる場を設け、家庭生活の安定を図ります。

また、保育所の優先入所や子育て短期支援事業、まちの子育てひろばへの支援や放課後児童クラブの優先的利用の促進、子ども食堂の推進など関係機関とも連携し、子どもが安心して過ごせる居場所の確保に努めます。

加えて、子どもの養育が充分にできない場合などは、母子生活支援施設や児童相談所と連携し、支援できる体制づくりを進めます。このほか、貧困の連鎖を防止する観点からも、ひとり親家庭の子どもを対象とした基本的な生活習慣の習得支援や学習習慣の定着、受験料補助により進学を後押しする等の生活・学習支援を拡充します。

さらに、ひとり親が安定した収入を得て、自立した生活を送ることができるよう、看護師や保育士等の資格取得による有利な就職を促進するとともに、ひとり親家庭のそれぞれの状況やニーズに応じた自立支援を行う「母子・父子自立支援プログラム策定事業」では、ハローワーク等の連携による就職支援や資格取得のための助言のほか、就職後のアフターフォローなど切れ目のない支援を行います。

②養育費確保への相談支援

2023(令和5)年度の「兵庫県ひとり親家庭実態調査」では、養育費の「取り決めをしていない」母子世帯が全体で5割以上、父子世帯で7割以上を占めています。養育費を受け取ることは子どもの権利であり、離婚をしたとしても両親の義務であることなどを踏まえ、その受給率の向上に向け、離婚前後の相談支援を強化します。また、公正証書作成等の養育費確保に係る経費補助を行います。

さらに、今後施行予定の「法定養育費制度」や養育費債権の先取特権付与等、養育費に関する制度改正を踏まえながら、法的措置を要する対応困難事例については、弁護士による無料相談によりサポートするほか、母子・父子自立支援員による相談支援体制を強化します。

③経済的支援

児童手当をはじめ、児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金貸付金、また、安定した就労に向けた資格取得を経済的に支援する各種給付金の制度を広く周知するとともに、必要とするひとり親家庭に適切に周知し、支給を行います。

④その他の支援

ひとり親家庭が抱える様々な悩みや問題に対応し、多様な観点から支援ができるよう母子・父子自立支援員の資質向上に努めるとともに、母子・父子自立支援員の相談支援活動を支える体制の充実を進めます。

また、幅広い年齢層に利用されているSNSを活用し、手軽に情報収集や相談ができる仕組みづくりを進めるほか、平日に加え土曜日等の相談日を新たに設置するなど相談窓口の充実

を図るとともに、兵庫県婦人共励会については、ひとり親家庭のニーズに合った活動が展開できるよう機能強化を支援します。

5 子どもの貧困対策

【課題と今後の方向性】

我が国の子どもの貧困状況は先進国の中でも厳しく(子どもの貧困率 11.5%、2021(令和3)年OECD加盟38カ国中15位)⁹、生活保護世帯の子どもの高等学校等への進学率(93.3%)も全体(98.6%)¹⁰と比較して低い水準です。子どもの将来がその生まれ育った家庭の事情等により左右されることのないよう、子どもの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などと合わせて、子どもの貧困対策を推進することが重要です。

このため、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」及び「こども大綱」を踏まえ、子どもの貧困対策に取り組みます。子どもの貧困対策の推進には、市町や、福祉分野、教育分野、労働分野等の多様な関係者の連携・協働が重要であり、学習支援、生活支援など各分野で横断的に施策を推進します。

【主な取組】

①生活の安定に向けた支援

生活困窮者自立支援法に基づき、生活相談、就労準備支援、家計改善支援、住宅確保のための給付、子どもの学習支援等の包括的な支援を行うとともに、個別事案に関して福祉事務所、社会福祉協議会、民生委員、NPO法人等の関係者で情報を共有しながら支援策を検討する支援会議の設置を進めます。

さらに、行政、福祉関係機関、民間企業、地域団体等の公民が連携して食品配布等の支援体制の構築に取り組む「ひょうごフードサポートネット」の参画団体による生活困窮世帯等への配食や見守り活動等への支援に加え、サポートネット専用ホームページを立ち上げ、地域住民や企業からの食材提供等の情報発信や参画団体の取組等を広報するなど、食料支援体制の底上げを図ります。

②教育費負担軽減への支援

児童生徒の家庭環境を踏まえた学校での指導体制の充実とともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した「チーム学校」による、早期発見・早期対応や関係機関と連携した切れ目ない教育相談体制の充実を図ります。

家庭の教育費負担を軽減するため、高等学校等就学支援金等の支給や、経済的理由によって

9 図表38 子どもの貧困率(全国)

10 図表40 生活保護世帯の進学率の推移(兵庫県)

就学が困難な高校生等に対する奨学資金等の貸与などの就学支援を行います。

さらに、生活困窮世帯やひとり親家庭、就学援助世帯、児童養護施設等に暮らす子どもを対象とした包括的な学習支援を推進します。

6 ヤングケアラー支援

【現状・課題と今後の方向性】

ヤングケアラーは、家族の介護その他の日常生活上の世話をを行うことにより、子どもの健やかな成長・発達や若者の自立に向けた移行等に必要な時間を奪われたり、ケアに伴う身体的・精神的負担を抱えたりしている子ども・若者です。子ども・若者育成支援推進法が2024(令和6)年6月に改正され、国・地方公共団体等が支援に努めるべき対象として明記されました。

ヤングケアラーは、周囲も気づきにくく、本人や家族の自覚のないまま表面化せず、必要な支援が行き届かず、また問題が長期・複雑化する傾向にあります。

そのため、ヤングケアラー本人を含めた世帯全体に必要な支援が行き届くよう、教育・高齢・障害・疾病・生活困窮などの既存施策においてヤングケアラー支援の視点を取り入れるとともに、市町や関係機関等と連携してヤングケアラー固有の課題を踏まえた対策を講じることにより、社会全体でヤングケアラーを支援していく体制を構築します。

【主な取組】

①早期発見・把握

教育・福祉分野や地域においてヤングケアラーを早期に把握するため、市町による学校等を通じた実態把握調査への支援や、教員・行政職員・福祉専門職・民生委員等を対象にヤングケアラーの概要や支援策等を学ぶ研修等を開催します。

②相談支援・福祉サービスへのつなぎ

ヤングケアラーに寄り添った相談対応や支援を行う窓口や担当部署を県及び市町において設置するとともに、市町、福祉事務所等と連携し、介護保険法等に基づく家事援助、生活困窮者自立支援法に基づく家計改善支援や子どもの学習支援・生活支援、後見制度の活用など、本人を含めた世帯全体を必要な福祉サービスへ繋ぎます。

③人材育成・普及啓発

ヤングケアラー同士の交流会などピアサポートを行う地域団体を支援するほか、関係機関と連携した広報・啓発活動等を通じてヤングケアラーに対する社会的認知度の向上を図ります。

④県・市町の役割分担及び連携

県と市町がそれぞれの機能や特性等に応じて役割分担を行った上、双方が連携して家庭内でケアを担う子どもや若者に対して効果的な支援に取り組むとともに、県推進委員会の開

催等により県内の行政・支援団体等が連携して社会全体で支援に取り組む体制を構築します。

7 ひきこもり対策

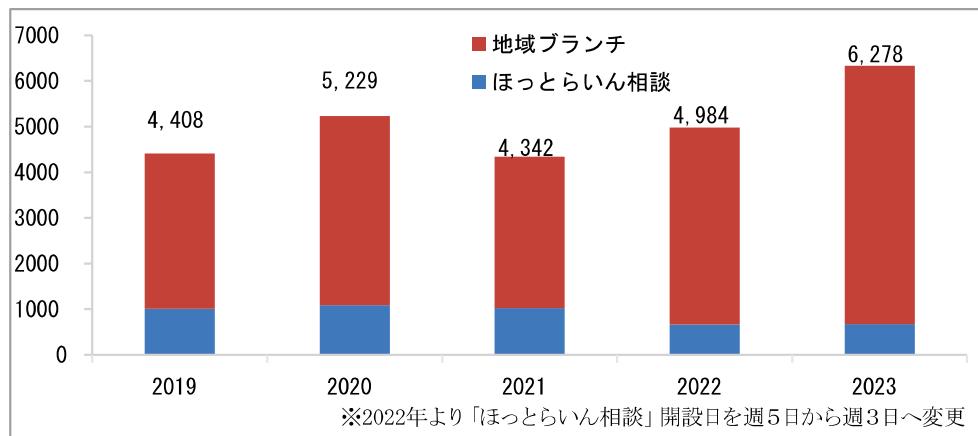
【現状・課題と今後の方向性】

2023(令和5)年3月に内閣府が発表したひきこもり状態にある者的人数(146万人)から、県内には約6.3万人のひきこもり状態にある者がいると推計され、2019(令和元)年度と比較して、全国で約31万人、本県においては約1.3万人増加しています。対象者の属性も、低年齢化・高年齢化、また女性割合の増加など多様化が進み、コロナ禍を経て、支援のあり方も複雑化しています。

特に、子ども・若者のひきこもりについては、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組が求められることから、保健・医療・福祉・教育・雇用等の関係機関で構成されるひょうごユースケアネット推進会議(子ども・若者支援地域協議会)のネットワークを生かした「兵庫ひきこもり相談支援センター」による電話相談等を通じて早期の対応及び効果的な支援の充実を図ります。

また、住民が身近な市町で相談ができる体制を構築するため、支援団体や学校との連携により、より身近な市町域における相談窓口や居場所等の充実を図り、県がバックアップする体制を構築します。

○ ほっとらいん相談等への相談件数(兵庫県調べ)



【主な取組】

①相談支援体制の充実

不登校やひきこもりの青少年を早期に効果的な支援へつなげるため、全県を対象とする電話相談「ほっとらいん相談」により、助言や専門機関への紹介を行うとともに、県内5か所に設けた地域ブランチ(NPO法人等に委託)において、電話相談のほか、面接相談や訪問支援を行います。

また、地域ブランチには、不登校児童生徒の中学校卒業・高校中退の後も、適切な支援を継続するため、学校と連携しながら支援を行う青少年地域支援員を配置しています。

②ネットワークを通じた支援

市町のひきこもり支援担当職員等が、ひきこもりについて理解を深め、多様で複合的な課題を抱えるひきこもり者に対する支援体制の整備や、具体的な施策・事業に取り組む参考とするため、市町合同研究会を開催するとともに、民間の支援団体等を含めた全県的なネットワークを構築することで、市町と連携してひきこもり支援に取り組む民間支援団体等への支援を行います。

8 障害児等施策の充実

【現状・課題と今後の方向性】

障害のある子どもの将来を見通し、持てる力を高め、自立を促進し、家族支援が充実した環境をつくるためには、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うことが必要です。

安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、医療、保健、福祉、教育等の各分野が連携し、地域における障害児への支援体制の強化や、保育所等におけるインクルージョン（障害や発達にとらわれない支援）を推進していきます。

【主な取組】

①特別支援教育の推進

障害のある子どもの自立と社会参加に向けて、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層推進するため、「兵庫県特別支援教育第四次推進計画」に基づき、連続性のある多様な学びの場における教育の充実と、連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の一層の充実に取り組みます。

②障害児の支援体制の推進

重症心身障害児・障害者で、本県（政令市・児童相談所設置市を除く。）に住所を有し、重症心身障害児・者施設に入所している者に対して、適切な治療と保護が受けられるよう療育等に要する経費を支援します。

また、障害のある方が安心して暮らすことのできるよう、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に障害児福祉手当を支給します。

○障害児通所支援事業所数（政令市・中核市含む。）

区分	2012年3月末	2024年4月1日
開設市町	23市町	39市町
通所支援事業所数	117事業所	2,060事業所

③発達障害児支援体制の整備

家庭や、保育所・学校等における発達障害児への理解を深め、早期発見・早期支援につなげるとともに、発達障害の早期診断、早期療育体制の充実を図るため、県立こども発達支援センターにおいて発達障害の診断・診療、療育や、出張発達相談、市町職員等への研修等を行います。また、県内各地域のかかりつけ医を対象に発達障害の診断・診療に係る専門的な研修を実施します。

さらに、発達障害者支援センター及びブランチを県内6か所に設置し、日常生活や就労などに関する本人・家族や関係機関等からの相談に対応するとともに、医療・福祉・教育・労働等の関係者で構成する協議会を設置し、乳幼児期から成人期まで切れ目のない支援体制確保を検討します。

④医療的ケア児への支援

医療的ニーズを有する重症心身障害児等が短期入所サービスを円滑に利用できるよう医療機関等を活用し常時空床を確保することや、住民に身近な市町域で課題解決の調整役となるコーディネーターの配置とともに、地域で医療的ケア児等に対する支援を適切に行える人材を養成する研修の開催により支援体制を推進します。さらに、医療的ケア児等の支援を多分野で連携するための協議会を開催し、より安全・安心な地域生活を実現します。

加えて、保育所等において医療的ケア児の受け入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。

⑤聴覚障害児への支援

きこえない・きこえにくい子どもとその家族に対し、適切な情報と支援を提供するため、2024(令和6)年9月に新たに開設した「兵庫県こどものきこえ相談センター」を核に、医療、福祉、保健、教育機関の連携を強化し、乳幼児からの切れ目ない支援を実現していきます。

9 外国にルーツを持つ子どもたちとその家庭への支援

【現状・課題と今後の方向性】

グローバル化の進展等による在留外国人数や外国籍の児童生徒の増加に伴い、日本語指導が必要な児童生徒数は増加しており、母語も多様化しています。

言葉や生活習慣の違いから、学校等になじみにくく、就学に困難が生じやすいためではなく、アイデンティティの確立等にも不安や悩みを抱えていることが課題となっています。

外国人児童生徒等が自らの存在や生き方に自信と誇りを持ち、自己実現が図れるよう、学校における学習言語習得や学力定着、居場所づくりを進めます。

また、外国人児童生徒等を含めた、外国人家庭についても、安心して暮らしやすいものとなるよう、生活相談をはじめとした各種支援を積極的に展開します。

【主な取組】

①外国人児童生徒等の居場所づくり

子ども多文化共生教育を推進するため、人材や情報を一元化し、研修や交流等の機能を有する子ども多文化共生センターを運営し、外国にルーツをもつ人々が地域社会において安心して生活できるよう、地域のNPO法人、ボランティア団体と協力して居場所づくりを推進します。

②外国人児童生徒等への支援

小・中学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒等を支援するための日本語指導に関わる支援員の配置に対する補助や、子ども多文化共生サポーターの派遣、教員研修の実施等を行うことで日本語を学べる機会を充実させ、学習支援を推進します。

③定住外国人家庭への支援

国の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応」に対応した「ひょうご多文化共生総合相談センター」を運営し、相談員等による対応言語のほか、電話による外部通訳等を活用した22言語対応による生活相談・情報提供を実施します。

また、災害時・緊急時に県等が発信する情報等を翻訳し、外国人県民に多言語で情報伝達できる環境を整備するとともに、市町や外国人コミュニティ、外国人雇用企業等と連携して地域におけるネットワークづくりを推進するほか、防災訓練を通じた外国人対応の体制を構築します。